　　　　　　　　　　　　　　　消防計画

統括防火管理〔 該当・非該当 〕　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日作成

|  |
| --- |
| 第１　目的と適用範囲 |
| この計画は，火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし，この計画で定めたことは，管理権原の及ぶ　　　　　　　　　部分に勤務等し，出入りするすべての者が守らなければならない。 |
| 第２　自衛消防隊組織の編成及び任務等 |
| 自衛消防隊長 〔　　　　　　　　　〕   |  |  | | --- | --- | | 火災発生時の任務 | 警戒宣言が発せられた場合の任務 | | ⑴　非常ベルを鳴らす。  ⑵　119番に通報する。  ⑶　到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。 | ○○情報収集担当とする。  ⑴　テレビ，ラジオ等により情報を収集する。  ⑵　自衛消防隊長の指示により，必要な情報を収集し，伝達する。 | | ⑴　水バケツ，消火器等を使用し初期消火する。  ⑵　天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。  ⑶ | ○○点検担当とする。  ⑴　担当区域の点検を行い，転倒，落下防止等の被害防止措置を実施する。  ⑵ | | ⑴　避難口を開放し，避難経路図に従い，避難誘導にあたる。  ⑵　避難誘導は，大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 | ○○火災発生時の任務と同じ。  ⑴　警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち，出入口等に配置につく。  ⑵　警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。 | | ⑴　負傷者に対する応急措置  ⑵　救急隊との連携，情報の提供  ⑶　負傷者の氏名，負傷程度の記録 | ○○応急措置担当とする。  ⑴　避難箇所の補強等を行う。  ⑵　避難通路の確保 |   通報連絡担当      初期消火担当      避難誘導担当      応急救護担当 |
| 第３　火災予防上の自主検査 |
| 火災予防上の自主検査は，別表１・別表２に基づき実施する。     |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 検査対象 | 検査実施日 | 検査実施者 | その他必要事項 | | 別表１ |  |  |  | | 別表２ |  |  |  |   　※ |
| 第４　従業員の守るべき事項 |
| ⑴　避難口，階段，避難通路等には避難障害となる物を設けたり，置かない。  　⑵　防火戸の付近には，常に閉鎖の障害となる物品を置かない。  　⑶　喫煙は，指定された場所で行う。  　⑷　火気使用器具を使用する場合は，周囲を整理整頓し，可燃物に接近して使用しない。 |
| 第５　放火防止対策 |
| ⑴　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。  　⑵　倉庫，書庫等は施錠する。  　⑶　終業時には，必ず施錠する。  　⑷　挙動不審者を見かけたら，防火管理者に報告する。  　⑸　ゴミ箱は，ゴミ収集日の朝までゴミ集積場には出さない。 |
| 第６　防火対象物及び消防用設備等の点検 |
| ⑴　点検結果は，防火管理者が管理権原者に報告し，不備については改修計画を樹立し整備する。  　⑵　点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して，整備し，保存する。  　⑶　点検時以外で不備を発見した場合は，予算措置し，改修する。         |  |  |  | | --- | --- | --- | | 消防用設備名 |  | | | 点検業者名 |  | | | 点検時期 | 機器点検 | 月，　　　月 | | 総合点検 | 月 | |
| 第７　地震対策 |
| ⑴　防火管理者は，地震時の災害を防止するための自主検査を別表１及び別表２で定め実施するとともに，ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。  　⑵　地震に備え非常用物品等を確保し，点検整備を実施する。  　⑶　周辺事業所と協議し，震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。  　⑷　地震が発生した場合は，次の安全措置を行うものとする。  　　ア　地震発生直後は，身の安全を守ることを第一とする。  　　イ　火気設備器具の直近にいる　　　　　　　は，電源及び燃料の遮断等を行い，防火管理者に状況を報告する。  　　ウ　防火管理者は，二次災害の発生を防止するため建物，火気設備器具等について点検・検査を実施し，異常が認められた場合は，応急処置を行う。  　⑸　地震時の活動は，前記自衛消防組織による活動を原則とする。  　　ア　自衛消防隊長は，建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ，混乱を防止するために建物内にいる　　　　　　に適切な指示を行う。  　　イ　避難にあたっては，身の安全を確保した後，　　　　　　　　　　へ避難させる。  　　ウ　在館者等を広域避難場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）へ誘導するときは，順路，道路状況，地域の被害状況について説明する。  　　エ　要救助者を発見した場合は，自衛消防隊長に知らせるとともに，周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。  （警戒宣言が発せられた場合における対応措置）  　⑴　防火管理者は，警戒宣言が発せられた旨の内容及び　　　　　　　　　　　　　　　を事業所内の者に伝達する。  　⑵　防火管理者は，火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し，被害の発生防止措置等を実施する。 |
| 第８　工事における安全対策 |
| ⑴　防火管理者は，模様替え等の工事を行う場合，工事人に工事計画書を事前に提出させ，必要な指示を行う。  　⑵　防火管理者は，工事に立ち会う。  　⑶　工事人に，指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。  　⑷　工事人に対して，火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。  　⑸　その他  ア  　　イ  　　ウ |

|  |  |
| --- | --- |
| 第９　消防機関への連絡，報告 | |
| ⑴　防火管理者の選任（解任）の届出  　⑵　消防計画の変更の届出  　⑶　用途変更等により，防火対象物の内容を変更するときの「防火対象物使用開始届出」  　⑷　消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防署長に報告（　　年に１回）  　⑸　改装工事時の「工事中の消防計画」  　⑹　消火，避難訓練を実施する際の通報  　⑺　その他  　　ア  　　イ  　　ウ | |
| 第10　統括防火管理者への報告 | 第11　防火管理業務の一部委託（ 有 ・ 無 ） |
|  |  |
| 第12　防災教育 | 第13　訓　練 |
| ⑴　従業員・新入社員等に別紙１・２の「防災の手引」を活用し，教育を行う。     |  |  | | --- | --- | | 対象者 | 実施者，実施時期，内容等 | | 従業員 | 防火管理者が，「防災の手引」を活用して，　　月，　　月の年２回及び必要の都度防災教育を行う。 | | 新入  社員  パート | 防火管理者等が，防災の手引」を活用して，採用時又は必要の都度，防災教育を行う。 |   ⑵　その他 | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 訓練  種別 | 訓練内容 | 実施時期 | | 総合  訓練 | 消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 | 月 | | 部分  訓練 | 消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練 | 月 |   その他  ・消火訓練，避難訓練は年２回以上とし，そのうち１回は消火器による放射を実施する。  ・訓練を実施する場合は，消防機関に通報する。 |
| 第14　その他防火管理上必要な事項 | |
| 緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL | |
| 第15　避難経路図 | |
|  | |